

# 65歳超雇用推進助成金

本レポートは会社経営者、管理担当役員、人事労務をご担当の方を対象として、高齢者の雇用延長などの見直しを行った事業者が利用できる助成金の最新制度である「65歳超雇用推進助成金」の内容を簡略に説明しています。

## 1章 平成28年10月設立の最新助成金

「65歳超雇用推進助成金」は高齢者の雇用の確保の為に定年引き上げ等の措置を実施した事業主に対して支給されるものです。今までにも似たような助成金はありましたが、今回は65歳までの継続雇用制度を導入してさらに継続雇用の年齢を延ばしたり、定年を延長したりした事業所が次の様な措置を導入した場合に支給されます。

- ① 65歳以上の年齢への定年引き上げ……100万円
- ② 66歳以上への定年の引き上げ又は定年の定め廃止……120万円
- ③ 希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入
  - ア. 66歳から69歳 …… 60万円
  - イ. 79歳以上 …… 80万円

### 1. 支給の対象となる事業主

- ① 雇用保険適用事業所の事業主である
- ② 審査に必要な書類を整備・保管している
- ③ 審査に必要な書類を提出先の機関に提出提示、実地調査に協力する
- ④ 労働協約又は就業規則による次のいずれかを平成28年10月19日以降実施した
  - ・旧定年年齢(※1)を上回る66歳以上への定年の引き上げ、
  - ・定年の定め廃止、
  - ・定年年齢及び継続雇用年齢(※2)を上回る66歳以上の継続雇用制度の導入
- ⑤ ④に定める制度を規定した際、社外の専門家に委託して費用を要した
- ⑥ ④に定める制度を就業規則に整備する
- ⑦ ④に定める制度実施から支給申請日の前日までにおいて、当該事業主に1年以上雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いる

### 2. 助成金が受給できない場合

- ① 労働保険料を前年度まで納入していない
- ② 支給申請日の前日から過去1年に労働関係法令違反をしている
- ③ 風俗営業、接待を伴う飲食業
- ④ 過去3年以内の不正受給
- ⑤ 過去に高齢雇用安定助成金の定年引き上げ等の措置に関し支給を受けた
- ⑥ その他

### 3. 支給申請

支給申請は必要書類を揃えて、制度実施日の翌日から2ヶ月以内に各都道府県の高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出します。

※1：旧定年年齢とは

法人等の設立日から、上記の制度を実施した日の前日までに就業規則等で定められた定年年齢のうち最も高い年齢をいいます。

※2：継続雇用年齢とは

法人等の設立日から、上記の制度を実施した日の前日までに就業規則等で定められた定年年齢または希望者全員を対象とした継続雇用年齢のうち最も高い年齢をいいます。

## 2章 高齢障害求職者雇用支援機構HPより

### <65歳超雇用推進助成金>

—概要—

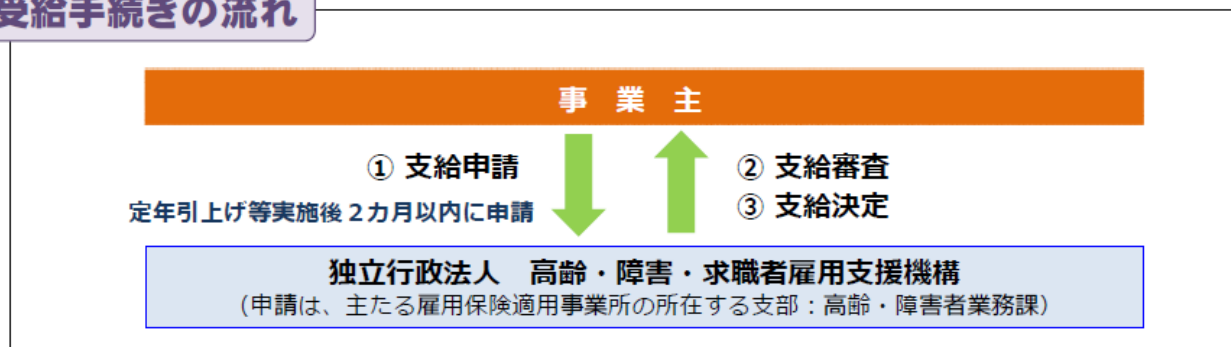
65歳以上への定年引上げ等の取組みを実施した事業主に対して助成するものであり、高年齢者の就労機会の確保および希望者全員が安心して働ける雇用基盤の整備を目的としています。

—申請方法—

助成金の支給を受けようとする事業主は、支給申請書に必要書類を添えて制度の実施日の翌日から起算して2か月以内に、事業主の主たる雇用保険適用事業所の所在する都道府県の支部高齢・障害者業務課（東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課）に提出してください。

—手続きの流れ—

#### 支給手続きの流れ



### <<本資料のご利用にあたって>>

本レポート中で紹介した制度情報は、あくまでも一般的な内容を記したものです。したがって、具体的なご検討をされる際には、弁護士、会計士、税理士等の専門家にご相談されることをおすすめします。

発行：2017年3月

—以 上—